

## 福岡県建築物耐震診断・耐震改修マニュアル（平成25年改訂）より抜粋

### 7. 2 評価の対象としない建築物について

1) 福岡県建築物耐震評価委員会業務規程第12条第4項第二号に規定する「別に定める評価の対象としない建築物」とは、新耐震設計法（昭和56年6月1日施行）の適用後に新築された建築物のほか、構造躯体が著しく劣化した建築物や、特殊な補強工法を耐震改修計画に採用する場合など、第1章1.2に規定する準拠基準の適用による評価が困難であると判断される建築物とする。

ただし、下記に示す建築物について、上記に該当しない場合があるので事前に事務局にご相談ください。

(1) コンクリートコアの圧縮強度の平均値が  $13.5\text{N/mm}^2$  を下回る建築物

「2001年版RC診断基準」では、コンクリートコアの圧縮強度の平均値が  $13.5\text{N/mm}^2$  を下回る場合は、基本的に当該診断基準の適用範囲外としていますが、評価申請の事由によっては、評価申請を受理することがあります。この場合の耐震診断や耐震改修計画は、付録1の「1.低強度コンクリート建物の耐震診断・耐震改修について」に留意して行うこととしています。

(2) 一つの建築物で、その建設時期が新耐震設計法適用以前と適用以後にわたって建設された建築物

耐震評価委員会の目的は、新耐震設計法が適用される以前の建築物の耐震診断や耐震改修計画の妥当性について評価することですが、新耐震設計法適用以前に建設された建築物に新耐震設計法適用以降に増築したもので、増築の方法により新耐震設計規定の遡及適用に関して不明な部分がある場合は、構造単位の中の一部に昭和56年6月1日以降に着工されたものが含まれていても評価の対象として、評価申請を受理することとしています。

(評価を受理する場合の具体例)

例1

例2 (エキスパンションジョイント無)

